

## 一般社団法人日本コンピュータ外科学会 評議員選出規則

### 第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本コンピュータ外科学会（以下「この法人」という。）定款12条の規定に基づき、この法人の評議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（評議員となる者の資格）

評議員の有資格者は以下各号のいずれかに定める要件に該当し、かつ、会費の未納がない者とする。

- (1) 評議員となることを申請する時点で、この法人に連続5年以上正会員として所属していること。但し、この法人の成立前の日本コンピュータ外科学会に所属していた者については上記所属年数の計算にあたってその期間を通算することができる。
- (2) 余人をもって代え難い、この法人に多大な貢献をなしうる業績が備わっていること。

### 第3条（選考）

- 1 前条第1号に基づき評議員としようとする者については、事前に当該有資格者に評議員就任の受諾の意思を確認した上で、人事委員会（理事・監事選任規則第3条第1項に基づき構成される。以下、同じ）が理事会に候補者として答申する。
- 2 前条第2号に基づき評議員としようとする者については、理事の推薦に基づき、人事委員会が、前条第2号の要件の該当性その他評議員としての適格性を審査し、それに関する意見を理事長に書面をもって報告するものとする。
- 3 理事長は前2項の答申の結果を理事会に議案として付議しなければならない。

### 第4条（補則）

この規則の変更は理事会の決議を経て社員総会の決議をもってする。

### 附 則

この規則は、この法人の設立の登記の日（平成24年 月 日）から施行する。

#### 【解説】（この部分は、規則として掲載する際は削除します）

本規則では、その規模を考慮して当面は選挙に依らず、継続的にアクティブな正会員を一律に社員とすることとした（2条1）。結果として、直接民主制に近い形となっている。社員数が多すぎると総会成立が楽でないとか副作用を伴うが、現在の規模であればその困難は生じないと判断した（旧学会では、会員総会の成立に困難を来したことはない）

このほかに、特別な業績を有する者を会員履歴によらず推薦できる条項を設けた（2条2）。これは特例規定であるが、その人数には制限を設けていない。

定款は300名を評議員の上限としている。現状ではまだ余裕があるが、上限が近づいてき

たらこの規則を変更して，評議員の選考プロセスを設けるなどの対策を取る．

評議員は，理事会の承認を得てその資格を得る．評議員の任期は，定款 12 条 3 項により決まり，現在の案は「定時社員総会の開始の時から，2 年後の定時社員総会の開始の時まで」となっている．